5　「住民税額控除額　⑰×$\frac{2.58又は1.4}{100}$　⑱　」の欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

⑴　⑵に掲げる場合に該当しない場合　平成29年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「2.58又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は1.4」を消すこと。

⑵　その適用を受ける法人が法第141条第２号（課税標準）に掲げる外国法人又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第３条の規定による改正前の法人税法第141条第４号（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に掲げる外国法人である場合　「０」と記載すること。

別表六(十八)から別表六(十九)までを削る。

別表六(十)の表中「調整前法人税額（別表一(一)「２」、別表一(二)「２」又は別表一(三)「２」）」を「調整前法人税額（別表一(一)「２」、別表一(二)「２」、別表一(三)「２」又は別表一の三「２」若しくは「28」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「30の②」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十三)「７の㉑」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「29の②」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十三)「７の⑳」）」に、「当期控除可能額等」を「当期控除可能額」に、「円　外」を「円」に改め、同表の記載要領第１号中「改正前の租税特別措置法第42条の12の３第２項若しくは第３項」を「改正前の租税特別措置法第42条の12の３第３項」に改め、同第三号を削り、同第四号中「別表六(二十五)又は別表六(二十五)付表の「法人税額超過構成額　②」」を「別表六(二十三)「７」又は別表六(二十三)付表「２」」に改め、同号を同第三号とし、同表を別表六(十八)とし、同表の次に次の１表を加える。